

**JASDAQ**

平成 24 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
代 表 者 代表取締役社長 加藤 篤次
(コード番号 4339)
問 合 せ 先 経営企画室 室 長 高 田 真
電 話 番 号 (052) 231-2390

当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 15 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月下旬開催予定の第 28 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に係る基準日を、平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって本種類株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

なお、当社は、本種類株主総会を、株式会社コミュニティネットワークセンターによる当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合にのみ開催することを予定しております。

- (1) 基準日 平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）
- (2) 公告日 平成 24 年 3 月 16 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告

当社ホームページ(<http://www.starcat.co.jp/company/index.html>)に掲載いたします。

2. 本種類株主総会の付議議案について

本日現在において、当社は種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）ではありませんが、当社は、本公開買付けが成立した場合には、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社が全部取得条項の付された普通株式の全部（但し、自己株式を除きます。）の取得と引換えに普通株式とは別の種類の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本定時株主総会において上記①の議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、上記②の定款変更を行うためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、本定時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催するため、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日、開催場所、及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上